

日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 社会福祉学専攻修士課程（通信教育）規則

第1章 総則

（目的）

第1条 本規則は大学院学則第5条第4項に基づき、社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（通信教育）に関する事項について定める。

（通信教育課程）

第2条 本大学院社会福祉学研究科に次の課程を置き、実施にあたる。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（通信教育）

（修業年限等）

第3条 本社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（通信教育）（以下、本課程という）の修業年限は2年とする。

2 本課程に在学できる最長年数は6年とする。

（収容定員）

第4条 本課程の定員を次のとおりとする。

入学定員30名 収容定員60名

第2章 授業科目及び履修方法

（教育方法）

第5条 本課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

（授業科目・研究指導及び単位数）

第6条 本課程における授業科目、単位数は別表1のとおりとする。履修方法は別に定める。

（単位の計算方法）

第7条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- (2) 対面授業又はメディアを利用して行う授業については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 学長が教育研究上有益と認めるときは、本課程の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で本課程において修得した単位として認定することができる。

（他の研究科・専攻又は他の大学院における授業科目の履修）

第9条 研究科委員会において教育研究上有益と認められたときは、本課程の定めるところにより他の専攻又は研究科、若しくは他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院研究科・専攻の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本課程において履修したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第10条 研究科委員会は、指導教授が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、当該大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項に規定する研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

第3章 試験・課程修了の認定及び学位の授与

（単位の認定）

第11条 履修授業科目に対する単位の認定は、試験又は研究報告等によるものとする。

（試験）

第12条 授業科目の試験は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

2 やむを得ない理由で前項に定める試験を受けることができなかつた者は、研究科委員会の承認を得て追試験を受けることができる。

（成績評価）

第13条 試験の成績は、S・A・B・C及びDの5段階とし、S・A・B・Cを合格、Dは不合格とする。

（修了要件）

第14条 本課程に2年以上在学し、特講科目（必修科目2単位を含む）20単位以上、領域演習科目の3科目から1科目4単位を選択必修、計24単位以上を修得し、かつ特別研究指導演習科目2科目（必修）6単位を履修し、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、審査に合格することを修了要件とする。

（課程修了の認定）

第15条 課程修了の認定は、研究科委員会の議に基づき学長が行う。

（学位の授与）

第16条 本課程を修了した者には、本学学位規則により学位を授与する。

（学位の名称）

第17条 本課程において授与する学位は、次のとおりとする。

修士（社会福祉学）

第4章 学年・学期及び休業日

（学年）

第18条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 入学・休学・復学・転学・退学及び除籍

（入学の時期）

第19条 入学の時期は、学年始とする。ただし、教育上必要がある場合には後期の始とすることができる。

（入学資格）

第20条 本課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1） 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- （2） 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- （3） 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- （4） 文部科学大臣の指定した者
- （5） 本大学院において、大学に3年以上在学し所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- （6） 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- （7） その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第21条 入学志願者は所定の入学願書を所定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選択考）

第22条 入学志願者に対し選択考試験を行う。

（入学手続）

第23条 前条により入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓書及び所定の書類を提出し、第33条に定める学費を納めなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続を行わないときは、入学許可はその効力

を失う。

（休学）

第24条 疾病又はやむを得ない理由により1学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上願い出なければならない。

（休学期間）

第25条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には通算休学期間の延長を認めることがある。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第26条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

（転入学）

第27条 他の大学院の学生が、所属の大学の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選択考の上、これを許可することがある。

2 前項の転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部又は全部を認める。

（転学）

第28条 本課程の大学院学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

（退学）

第29条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第30条 次の各号の位置に該当する者は除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第3条第2項に定める在学年数を超えた者

(3) 第25条に定める休学期間を超えてなお復学できない者

（再入学）

第31条 第29条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に保証人連署をもって再入学を願い出たときは、選択考の上再入学を許可することがある。

第6章 科目等履修生

（科目等履修生）

第32条 本課程の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を選択して受講しようとする者があるときは、教育に支障がない限り、選択考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は別に定める。

第7章 検定料・学費

（学費）

第33条 検定料・学費は別表2のとおりとする。

2 休学者（休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合）については当該学期の学費は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。在籍料は別表3の通りとする。

3 再入学の申請にあたっては、別表4に定める再入学審査料を納めなければならない。

4 学費の納付および学費減免に関する規則は別に定める。

（学費等の返還）

第34条 納付された検定料・学費は一切返還しない。

第8章 賞罰

（表彰）

第35条 大学院学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

（懲戒）

第36条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第9章 担当教員

（指導教員）

第37条 本課程における授業及び研究指導は、主として本学の教授が担当するものとし、准教授がこれを担当することができるものとする。

2 大学院担当教員に関する規則は別にこれを定める。

第10章 附属施設

（図書館・研究所の利用）

第38条 本課程の大学院学生は、その研究目的を達成するために、本大学の図書館・研究所を利用することができる。

（厚生保健施設の利用）

第39条 本課程の大学院学生は、大学の保健室、その他の厚生施設を利用することができる。

第11章 日本福祉大学大学院学則の準用

（本規則に定めがない事項）

第40条 本規則に定めがない事項については、日本福祉大学大学院学則を準用する。

第12章 規則管理

（規則の所管課室）

第41条 本規則の所管課室は、名古屋事務室とする。

（規則の改廃）

第42条 本規則の改廃は、社会福祉学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本規程は、平成19年4月1日から一部改正施行する。
- 4 本規程は、平成20年4月1日から一部改正施行する。
- 5 本規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。
- 6 本規程は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
- 7 本規程は、平成25年4月1日から一部改正施行する。
- 8 本規則は、平成27年4月1日から改正施行する。

- 9 本規則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。なお、平成 28 年度以前の入学者は、従前の例による。
- 10 本規則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 本規則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1（第 6 条関係）

	授 業 科 目 名	単 位
特講科目	社会福祉研究法論特講	2
	調査研究方法論特講	2
	社会福祉方法論特講	2
	社会福祉理論政策特講	2
	社会保障論特講	2
	社会福祉計画論特講	2
	地域福祉論特講	2
	福祉住環境論特講	2
	福祉施設マネジメント論特講	2
	司法福祉論特講	2
	障害者福祉論特講	2
	高齢者福祉論特講	2
	児童福祉論特講	2
	保育論特講	2
	精神保健福祉論特講	2
	医療福祉論特講	2
	ケアマネジメント論特講	2
	会計学特講	2
	福祉サービスマネジメント特講 I	2
	福祉サービスマネジメント特講 II	2
領域演習科目	福祉政策領域演習	4
	福祉臨床領域演習	4
	地域福祉領域演習	4
特別研究指導演習科目	特別研究指導演習 I	2
	特別研究指導演習 II	4

別表 2（第 33 条関係）

検 定 料	10, 000円
入 学 金（入学時のみ）	100, 000円
授 業 料（年額）	610, 000円

別表 3

在籍料(1 学期につき)	30, 000 円
--------------	-----------

別表 4

再入学審査料	35, 000 円
--------	-----------

- 1 本学学部卒業生の入学金は半額を免除する。中央福祉専門学校、高浜専門学校、附属高校の卒業生も同様に適用する。